

17

学内に掲示物を貼りたい

学生が学内に印刷物等の掲示をする場合は、事前にその旨を申し出て、大学の許可を得なければなりません。許可を得る方法は以下のとおりです。

- ①事前に掲示物を用意し、学生窓口を持参。内容の確認を受けてください。
- ②許可された場合は、掲示物に大学の許可印が押されます。
- ③掲示物は所定の場所に掲示してください。掲示期間は原則として1週間とします。なお、期限が過ぎた場合は、速やかに取り除いてください。
- ④上記の事項に違反した掲示物は、予告なく撤去します。

